

## 日本防災士会福岡県支部規約

### — 第1章 総則 —

(名称・事務所)

第1条 本団体は、日本防災士会福岡県支部<任意団体> (以下「福岡県支部」という。)と称し、その事務所を福岡県内に置く。

(構成)

第2条 福岡県支部は、特定非営利活動法人日本防災士会(以下「日本防災士会」という。)定款第38条の規定に基づく地方支部として、日本防災士会倫理規程に示される指針に基づき活動を行うものとする。

- 2 福岡県支部は、福岡県内に在住又は在勤する防災士等の有志によって構成する。
- 3 福岡県支部は、県内のブロックを基本単位としたエリア制を導入し活動を行う。エリア分けの詳細については、『日本防災士会福岡県支部エリア規程』に別に定める。
- 4 各エリアは、福岡県支部との連携を密にする。

### — 第2章 目的及び事業 —

(目的)

第3条 福岡県支部は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと会員相互のネットワークの構築と防災士としての活動と技術研鑽を支援することを目的とする。

- 2 福岡県支部は、福岡県内において広く県民を対象に防災啓発活動を実施し、平時の地域防災力の向上と災害時の支援活動に取り組むとともに、防災士やその活動に賛同する県民を支援することで、安全で安心な社会の実現に貢献することを目的とする。
- 3 福岡県支部は、行政機関、自主防災組織、企業、防災関連NPO等及び県民と連携するなど、地域に密着した防災・減災活動を行うとともに、多様性を力に変える防災士会を目指す。

(事業及び活動)

第4条 福岡県支部は、前条の目的を達成するため、組織的・計画的に次の事業を行う

- (1) 防災士の活動支援及び防災・減災技能の向上・研鑽に関する事業
  - (2) 会員相互の連携・交流の促進に関する事業
  - (3) 訓練、講習会及び研修会の開催や参加に関する事業
  - (4) 行政機関や自主防災組織等と連携した防災講座への講師派遣など、地域防災力の強化に資する事業
  - (5) 県民の防災意識向上に係る広報活動に関する事業
  - (6) その他、福岡県支部の目的達成に必要な事業
- 2 福岡県支部は、前条の目的を達成するため、次のとおり具体的な実践活動を行う。
- (1) 地域の安全に関する活動 (防災訓練の実施等)

- (2) 災害救援に関する活動（被災地支援、救援物資の配布等）
- (3) 前各号に掲げる活動の運営と活動に関する連絡・助言・援助の活動（行政機関、自主防災組織、企業、防災関連NPO等との調整や情報共有を含む。）

### — 第3章 会員 —

（会員の種別）

第5条 福岡県支部の会員は、次の3種とし、このうち正会員のみが総会の議決権を有する。

- (1) 正会員 日本防災士会の正会員であって福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、積極的に福岡県支部の運営に参画する個人
  - (2) 賛助会員 正会員以外の者で、福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、積極的に福岡県支部の運営に参画するために入会した個人及び団体
  - (3) 協力会員 前二号以外の者で、福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、ボランティアとして福岡県支部の各種活動に協力する個人及び団体
- 2 会員は、前条の事業及び活動に参加することができる。
- 3 会員は、前条の事業及び活動の運営等について、建設的な意見・意思を理事に進言することができる。進言を受けた理事は、必要に応じて、進言の内容を理事会に諮問しなければならない。

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、日本防災士会及び福岡県支部に対して、別に定める方法により入会の意思を示すものとし、支部長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 賛助会員又は協力会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を支部長へ提出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 支部長は、前二項の者の入会を認めないときには、速やかに、本人にその旨及び理由を通知しなければならない。

（会費）

第7条 会員は、別に定める『日本防災士会福岡県支部会員規程』により、会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかったときは、会員資格は停止する。継続して2年間会費を滞納したときは、会員資格は喪失することがある。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会届(様式任意)を支部長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。

(1) この規約の定めに違反したとき

(2) 福岡県支部の名誉を毀損し若しくは著しく公序良俗に反する行為を行ったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が日本防災士会に既納した会費及び福岡県支部に既納した会費、寄付金及びその他の金品については、いかなる理由があっても返還しない。

(倫理)

第12条 福岡県支部の倫理は、日本防災士会倫理規定に準ずる。

#### — 第4章 役員 —

(役員)

第13条 福岡県支部に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上25名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事の中から次の役職を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 1名以上3名以内

(3) 事務局長 1名

(4) 事務局長補佐 1名

(5) 会計担当理事 1名

(6) エリア長 若干名

(7) 副エリア長 若干名

3 監事は、理事を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、福岡県支部の業務を執行する。

2 支部長は、福岡県支部を代表し、会務を統括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する。

4 事務局長は、福岡県支部の会務の施行にあたる。

- 5 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会計担当理事は、会費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。
- 7 エリア長は、エリアを代表し、そのエリアの会務を統括する。
- 8 副エリア長は、エリア長を補佐し、エリア長に事故があるときはその職務を代理する。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、又は福岡県支部の業務及び財産の状況について調査をすることができる。
- 3 監事は、福岡県支部の業務又は財産に関して、不正の行為等を発見した場合には、これを理事会又は総会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の報告をするために必要がある場合は、総会を招集することができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、福岡県支部の正会員の中から、総会において選任する。

- 2 理事及び監事の選任に関する詳細は、『日本防災士会福岡県支部役員選任規程』に別に定める。
- 3 第13条第2項に規定する役職は、理事の互選によって定める。
- 4 理事及び監事が任期途中で退任し、又は解任されたときは、なるべく速やかに、理事会において補欠の選任を行うものとする。
- 5 前項の規定により理事会において補欠の選任を行う場合、総会の開催を要しない。

(役員を解任)

第17条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により理事及び監事を解任しようとする場合は、議決の前に当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員任期)

第18条 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は原則2回までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 第16条第4項の規定により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第19条 理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。

- 2 理事及び監事の職務に基づいて生じた実費の弁償は、報酬等には含まれない。
- 3 前項の実費の弁償に関する詳細は、『日本防災士会福岡県支部旅費交通費規程』に別に定める。

(顧問等)

第20条 福岡県支部は、支部の円滑な運営と発展のため必要な指導助言を得るために、顧問及びアドバイザーを若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において承認し、支部長が任命する。
- 3 顧問及びアドバイザーは、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

— 第5章—1 会議 —

(会議)

第21条 福岡県支部に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 委員会

— 第5章—2 総会 —

(総会の構成)

第22条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員及び協力会員は、総会の議決権を有しないため、傍聴のみ可能とする。ただし、議長が認めた場合に限り、議題に関する意見を述べることができる。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更・改廃
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任
- (5) 借入金の借入
- (6) その他、福岡県支部の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 監事が第15条第4項の規定により招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第3項第3号の規定による場合を除き、支部長がこれを招集する。

- 2 支部長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 前2項において、支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、副支部長が総会を招集する。
- 4 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の10日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の3分の1以上の出席（議決権行使書及び委任状含む。）をもって成立する。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(総会での表決権等)

第29条 総会における表決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

### 第5章－3 理事会

（理事会の構成）

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第32条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、前項第2号及び第3号に規定する事項の議決について、必要に応じて、役員会に委任することができる。

（理事会の開催）

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 支部長が必要と認めたとき
  - (2) 支部長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
  - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事から、第15条第3項に規定する場合において必要があると認めて、支部長に招集の請求があつたとき
  - (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求のあつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

（理事会の招集）

第34条 理事会は、前条第3項第3号及び第5号の規定による場合を除き、支部長が招集する。

- 2 前項において、支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、副支部長が理事

会を招集する。

- 3 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の5日前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、支部長とする。

(理事会の議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第34条第4項の規定により招集されたときは、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(理事会での表決権等)

- 第37条 理事会における表決権は、理事1名につき1個とする。
- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記する。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 第5章－4 役員会

(役員会の構成)

第40条 役員会は、支部長、副支部長、事務局長、会計担当理事及びエリア長をもって構成する。

(役員会の権能)

第41条 役員会は、第32条第2項の規定により理事会から委任された事項について議決する。

- 2 役員会は、前項の議決に係る議事の経過の概要及び議決の結果について、理事会に報告しなければならない。
- 3 具体的には委任される事項含め下記のとおりとする
  - (1) 事業計画の進捗状況の把握と課題の作成及びアクションプランの作成
  - (2) 理事会へ付議する資料の作成
  - (3) 会員の入退会に関すること
  - (4) 委員会の設置に関すること
  - (5) その他会務執行上必要な事項

(役員会の開催)

第42条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 支部長又は事務局長が必要と認めたとき
- (2) 支部長又は事務局長以外の理事から、会議の目的を明らかにして招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(役員会の招集)

第43条 役員会は、前条第3号の規定による場合を除いて、事務局長が招集する。

- 2 事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故があるときは、他の理事が役員会を招集する。
- 3 役員会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の5日前までに役員会を構成する理事に対して通知しなければならない。
- 4 役員会を構成する理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで役員会を開催することができる。

(役員会の議長)

第44条 役員会の議長は、事務局長とする。

(役員会の議決)

第45条 役員会における議決事項は、第43条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

- 項とする。ただし、第43条第4項の規定により招集されたときは、この限りではない。
- 2 役員会の議事は、出席した役員会を構成する理事の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会での表決権等)

- 第46条 役員会における表決権は、役員会を構成する理事1名につき1個とする。
- 2 役員会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の役員会を構成する理事を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、役員会に出席したものとみなす。
  - 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(役員会の議事録)

- 第47条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 役員会を構成する理事総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章－5 委員会

(委員会)

- 第48条 福岡県支部は、会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ専門的事項を審議し、理事会を補佐するための委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、理事会においてその設置を決定する。委員会の構成、運営等の詳細については、『日本防災士会福岡県支部委員会規程』に別に定める。
  - 3 委員会は、理事会から諮問された事項の審議の結果等について、理事会に報告しなければならない。

## － 第6章 会計 －

(経費)

- 第49条 福岡県支部の経費は、日本防災士会からの支援金、会費、寄付金及び助成金等をもってこれに充てる。

(事業年度)

第50条 福岡県支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 福岡県支部の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、支部長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により総会が承認した予算を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第52条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、支部長は理事会の承認を受けて、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第53条 福岡県支部の事業報告書、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに支部長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは翌事業年度に繰り越すものとする。

## — 第7章 規約の変更 —

(規約の変更)

第54条 この規約を変更しようとするときは、理事会の議決を経て、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

## — 第8章 雑則 —

(規程類)

第55条 この規約の施行について必要な規程は、理事会の議決を経て、支部長がこれを定める。

(その他)

第56条 この規約に定めのない事項及び緊急を要する事項は、理事会で審議し処理することができる。

附 則

- 1 この規約は、2026年4月18日から施行する。
- 2 本規約の施行に伴い、日本防災士会福岡県支部規約（2024年7月1日制定、2026年11月1日改正）は廃止する。
- 3 本規約施行前に行われた各種手続きは、旧規約に基づき有効とする。ただし、施行日以降に行われる手続きは本規約に従うものとする。
- 4 本改定は、支部運営の透明性向上、会員間の合意形成の円滑化、及び本会の活動の実効性を高めることを目的として行うものである。